

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成29年5月22日（月）

開会 13時30分

閉会 14時07分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育） 辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 山北正也、班長 岡村芳成、

主幹 辻孝明、主任 永井貴規

特別支援教育課 課長 森井博之、課長補佐兼班長 早津俊一、主査 遠藤純子

小中学校教育課 課長 野口宏志、課長補佐兼班長 中西公明、

充指導主事 大池和豊

保健体育課 課長 野垣内靖、充指導主事 増田和史

5 議案件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第7号	教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第8号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第9号	教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第10号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

件 名

報告 1 平成 29 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告 2 平成 29 年度第 67 回三重県高等学校総合体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 29 年 5 月 11 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 10 号は、人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 7 号から議案第 9 号を審議し、公開の報告 1 から報告 2 の報告を受けた後、非公開の議案第 10 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 7 号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案（公開）

（長崎教育総務課長説明）

議案第 7 号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 29 年 5 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 枚おめぐりいただきまして、1 ページが規則案の本文でございます。説明は 2 ページでご説明させていただきます。

この旅費、食糧費等に関する開示基準規則につきましては、県の情報公開条例の規

定に基づいて定めているものでございまして、改正理由のところにあります。その三重県情報公開条例の一部が改正されまして、その条例のほうから引用をしている規定がございまして、その引用条例の条文番号が変わりましたので、この教育委員会規則の規定を整備するものです。

右のページを見ていただきますと、現行では、「三重県情報公開条例第49条の規定に基づき」とありますが、これが条文の中身は変わりませんが、34条にずれることによって改正するものでございます。

参考までに申し上げますと、この情報公開条例の改正内容ですが、県には今、「情報公開審査会」というのと「個人情報保護審査会」という2つございまして、審査内容が非常に類似しているということと、件数的に膨大な量になっていないということで、今回、この平成29年6月1日付けで、その2つが統合されて「情報公開・個人情報保護審査会」というのができます。それに伴って、その条例も制定されましたが、今現在、情報公開条例の中に規定されている情報公開審査会の規定が、15条分あるんですが、それを新しい条例に持っていくので、その分が削除され、49条から34条にずれてきたということですので、内容については、一切変更はありません。以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第7号はいかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第8号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(小見山教職員課長説明)

議案第8号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年5月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

まず、2ページをご覧ください。規則案の要綱をお示しさせていただいております。「1 改正理由」のところですが、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、規定を整備する必要があるということで、法改正と省令改正による規定の整備でございます。

「2 主な改正内容」ですが、事務長の職務規定の整備を行うということ。あと、事務職員の職務規定の整備に伴い、所要の改正を行うというところですが、次ページに新旧対照表という形でお示しさせていただいております。改正内容は、学校の事務職員さんが、より主体的に学校の校務運営に参画するよというここと、事務職員及び事務長の職務の規定を見直すことになったというこことでございます。

当該改正によりまして、事務職員の具体的な仕事の中身が変わるということではないです。今、学校現場では「チーム学校」という考え方のもと、教員の方といろんな職種の方が、チームで学校運営に取り組むという中で、事務職員の方もより主体的に取り組んでいただくために、規定の見直しをというものです。

具体のところを見ていただきますと、以前の「事務職員は事務に従事する」というところを、「事務をつかさどる」に改正すること。あと、事務長におきましては、その役務上の「事務をつかさどる」を、「事務を総括する」というここと、一つずつレベルが上がったというこことでございます。

横並びで見ると、例えば、今の規則では、「教諭は、児童もしくは生徒の教育又は幼児の教育をつかさどる」であったり、「養護教員は、生徒等の養護をつかさどる」になっていますが、事務職員については、事務に「従事する」というここと、法令用語的には「従事する」というのは、この仕事に携わるという言葉遣いですので、それが少し見直されたというようなところがございます。

説明は、以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第8号については、いかがでしょうか。

岩崎委員

法律上もこういう位置づけにしているということですか。

教職員課長

法改正で言葉が変わったということですか。

岩崎委員

法改正で事務職員は「つかさどる」、事務長は「総括する」というここと変わったということ。

教職員課長

それに合わせて、その規則も変えるということでございます。

岩崎委員

でいいんですね。わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 9 号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（森井特別支援教育課長説明）

議案第 9 号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提案する。平成 29 年 5 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

本議案は、いわゆるマイナンバー法の別表改正に伴って、教育委員会所管の事務に関する規則を改正するものでございます。

お手元の資料の 4 ページをご覧ください。

平成 29 年 7 月からマイナンバーによる情報連携が始まり、行政機関でも社会保障や税に関する情報などを利用できるようになります。マイナンバーの利用は、いわゆるマイナンバー法に基づきます。情報連携としては、情報の照会事務と提供事務があり、利用する事務内容は、あらかじめ条例等で定められております。このたび、マイナンバー法の別表改正に伴って、情報を提供する中に、教育委員会所管の事務である就学奨励費が含まれるため、教育委員会の条例施行規則を改正する必要が生じました。

就学奨励費というのは、障がいのある子どもの保護者等の負担を軽減するため、家庭の経済状況に応じて、国及び県が給食費や教科書費等の経費の一部を補助するものです。就学奨励費に関するマイナンバーの利用事務のうち、補助金分が県の独自利用事務となるため、平成 27 年度末に教育委員会の条例及び規則を定めております。

今回の規則改正は、中国残留邦人等に係る支給給付にあたって、就学奨励費の支給状況を情報提供する事務を追加するというものでございます。このことによって、就学奨励費の支給に係る事務内容についての変更はございません。

資料 2 ページにお戻りください。改正理由は、今、申し上げたとおりでございます。改正内容は、事務の追加 3 点であり、具体的には、中国残留法人等の属する世帯及びその者が死亡した場合の配偶者等に対して、生活保護法との差額分を給付するといった内容となっております。

先ほども申し上げましたように、今回の事務内容の追加で、就学奨励費の支給事

務内容に変更が生じることはなく、あくまでも情報の提供事務にとどまることとなっております。

施行期日は、公布の日からとします。

3ページには、新旧対照表を付けてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第9号については、いかがでございましょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 平成29年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（野口小中学校教育課長説明）

報告1 平成29年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

平成29年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成29年5月22日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

資料の1ページをご覧ください。平成29年4月27日に開催いたしました審議会の概要について報告をいたします。

報告の前に、審議会について簡単に要約をご説明させていただきます。

まず、教科書の採択の権限は、市町教育委員会及び国立私立学校の校長にあります。が、県教育委員会は、法律に基づいて、採択の対象となる教科書について調査研究をし、市町教育委員会等に指導、助言、援助をすることになっております。この指導、助言、援助にあたりまして、教科用図書選定審議会にあらかじめ意見を聴くことになっております。

それでは、報告をさせていただきます。まず「3 会長・副会長の選出」ですが、20名の委員の中から、三重大学教育学部長の鶴原教授を会長に、尾鷲市立三木小学校の西校長先生を副会長にそれぞれお願いをさせていただきました。

「4 諮問」につきましては、本年度は平成30年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について、諮問をしております。

3ページをご覧ください。これが諮問文でございます。諮問内容は、下記に挙げました6項目でございます。教科用図書採択地区協議会規約例、「特別の教科 道徳」の教科用図書採択基準、調査員の調査実施項目、調査員の選任、教科書採択における公正確保の徹底、教科用図書選定に関する参考資料、こういったことを諮問しております。

1ページにお戻りください。

次に「5 事務局からの説明」ですが、審議に入る前に、事務局から教科用図書採択制度あるいは教科用図書選定審議会の法的な位置づけなどについて説明をさせてい

いただきました。また、道徳の「特別の教科」化について、その概要の説明を行わせていただきました。「6 審議」につきましては、そこにありますように(1)から(3)までの3項目についてご審議をいただきました。

まず、(1)の教科用図書採択地区協議会規約例(案)についてですが、4ページをご覧ください。採択地区内の市町教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設けなければならないとされており、規約例は、各採択地区が定める規約の例として、県教委でお示しをさせていただいたものです。規約の中には、ご覧いただきましたように、名称でありますとか協議会の組織、教科書の選定の方法などについて定めなければならないと政令で定められておりますが、この規約例は、国が示した例をもとに、平成27年度に県の審議会で決定された規約例に加えて、さらに6ページの上のほうに13条の第4項というのがございますが、ここで、「より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる」ということとなっておりますが、こういった項目を事務局として提案をさせていただいております。

次に、2つ目の審議事項につきましては、資料の7ページをご覧ください。こちらは、小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択基準でございまして、採択に関する事務についての基準を示したもので、これにつきましても、平成26年度小学校用の教科書採択に際しまして、作成いたしました採択基準をもとに作成をしているものでございます。今回は、新たに8項目目にありますように、「採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと」ということを追加して、事務局として提案をさせていただいているところです。

次に、3つ目の審議事項でございまして、8ページをご覧ください。三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目ということでございます。この調査実施項目は、県の教科用図書選定審議会の中で、調査員が調査を行っていくうえでの実施事項をまとめたもので、調査員は、この項目に従って調査研究を行うということでございます。

県の教育委員会は、この調査結果をもとに参考資料を作成し、それを市町教育委員会等に送付をすることによって助言を行うということでございます。各市町及び国立私立学校の校長は、この参考資料を参考にするほか、独自に調査研究をしたうえで教科書を採択するというところでございます。

こちら、前回の平成26年度の実施項目を基本に作成をして、今回、新たに「特別の教科 道徳」となったことを踏まえて、一部修正を行って提案をしているところです。

2ページにお戻りいただき、9行目の<審議の概要>というところです。委員からは、今のような提案に関して、審議(1)の調査員の中に保護者を充てることについては、調査研究は大変な作業だと聞いているが、調査員となる保護者に研修等は必要ないかというご質問がありまして、事務局から、調査員となる保護者に教員と同様の調査研究を求めるものではないこと、また、調査員となる保護者には、主に調査した内容についてご意見を伺うことで調査研究の充実を図る、また、調査の内容を知っていただくことで、公正・公平な採択につながることを説明させていただきました。

審議の結果、(1)から(3)については、原案どおりということで決定をされて

おります。

次に、2ページ目の中ほど、(4)三重県教科用図書選定審議会の調査員の選任についてですが、これは調査員は市町教育委員会及び三重県PTA連合会から推薦された者であることを説明いたしまして、ご審議いただきました。

審議の概要のところですが、委員からは、調査員の守秘義務はどうなっているのかななどの質問があり、事務局のほうから、調査員の選出については、各採択地区及びPTA連合会からの推薦をいただく際に、公正確保のための本人からの自己申告書を提出いただいております。また、調査の会議でも守秘義務について再確認を行うという回答をさせていただいているところをごさいます。審議の結果、原案どおり決定されています。

なお、調査員の名簿ですが、これは採択が終了するまで非公開としておりますので、こちらの資料は今回添付させていただいておりません。

続きまして、審議の(5)教科書採択における公正確保の徹底についてです。9ページをご覧ください。平成27年度、採択関係者に対する教科書に関する不適切な行為が行われていたことが明らかになったということで、このことを受けて、教科書採択の公正確保に一層取り組むために、通知を作成させていただきました。

通知の内容としましては、9ページの下をご覧くださいと思いますが、教科書発行者との関係についてということで、全ての教職員を含む教科書採択関係者は、教科書発行者との関係について、以下の点に留意するという内容で、例えば(1)教科書発行者との関係について、教科書等の宣伝活動に対しては、名刺受け取りのみとすることや、(2)教科書等についての意見陳述について、対価を受け取らない、交通費や宿泊費、飲食費も受け取らないというような内容。それから、(4)金銭、物品、供応及び労務の提供等の授受についても、ここに書かれているような記述をさせていただいております。また、(6)教科書発行者の自宅訪問について、自宅訪問は受け取らないというようなこと。それから、「2 教科書見本及び検定申請本の取り扱いについて」あるいは「3 教科書採択のしくみや遵守事項に関わる研修の徹底について」などについて定めさせていただいております。

2ページにお戻りいただきまして、審議の(5)の部分については、特に教科書発行者の自宅訪問のところ、もともとの原案では、「電話、メール等も含む。」となっていました。わかりづらいということで、「電話、メール等への対応も含む。」と、「対応」という言葉を入れて趣旨がわかりやすいようにしたらどうかというご指摘をいただいたので、そのように修正したいということで回答をさせていただいたところです。

審議の結果、この審議各号については、一部修正のうえ、決定をされました。なお、選定審議会の決定を受けまして、平成29年4月28日付で各市町等教育委員会教育長へ先ほどの通知を发出させていただいております。

最後、「7 その他」のところですが、今後の予定として、5月中をめどに、調査員による教科書の調査研究を行いまして、平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書選定審議会の参考資料というものを作成して、その後、平成29年6月19日に開催を予定しております「第2回教科用図書選定審議会」において、この

参考資料の審議を行う予定でございます。

以上、平成29年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について報告いたします。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

7ページの確認ですが、道徳の場合ですが、8番に採択結果及びその理由を公表するというのが新たに付け加えたとおっしゃったんですね。ということは、従来のほかの教科の教科書採択の基準の中には、8番目はなかったということですか。

小中学校教育課長

県として、この採択基準を定めさせていただきますが、これまでは、この採択基準の中に、こういった形でしっかり情報を公表するという事は書き込まれておりませんでした。

ただ、国のほうで定めている法律の中で、情報の公表については、努力義務化されております。実際、市町教育委員会などは、既に全ての市町でこういった情報も公表する取組を進めておられますので、改めてこういった形でしっかり進めていただくという意味で、この基準の中に書かせていただいたものでございます。

森脇委員

私が言いたいのは、ほかの教科もこの採択基準の8番を入れたほうがいいんじゃないかというふうなことですが、いかがでしょうか。

小中学校教育課長

過去の採択については既にされてしまっておりますので、今後、道徳以降のこれから新しい指導要領に基づく教科書の採択が始まると思っておりますが、それはやはり県として示した採択規準のもとに各市町がこういった形を盛り込んでいただきたいと思っております。

森脇委員

結構です。

教育長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 平成29年度第67回三重県高等学校総合体育大会の開催について (公開)
(野垣内保健体育課長説明)

報告2 平成29年度第67回三重県高等学校総合体育大会の開催について

平成29年度第67回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成29年5月22日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1 ページをご覧ください。

平成29年度第67回三重県高等学校総合体育大会については、一部の競技を除いて、平成29年5月26日（金）から5月28日（日）の期間を中心に、36種目に約16,000人の生徒が参加し、県内各地で開催されます。

1 ページ「10 総合開会式」をご覧ください。総合開会式は、平成29年5月27日（土）午前9時30分から、津市芸濃町総合文化センターにおきまして、平成28年度大会の全日制及び定通制総合優勝校の代表、及び津市芸濃町総合文化センターを試合会場とする剣道競技の役員、出場者約280名が参加いたします。県教育委員会からは、廣田教育長に出席していただくことになっております。

選手宣誓は、白子高校3年の米田圭輝さん、同じく白子高校3年の玉置優さんが行うことになっています。

1 ページの「11 表彰」をご覧ください。表彰につきましては、平成29年7月11日（火）に、県総合文化センター中ホールにおいて、学校対抗得点方式による総合成績の表彰を行います。全日制男女別、定通制男女別総合優勝校に主催者から持ち回り優勝旗、賞状、優勝杯と優勝盾、全日制は6位まで、定通制は3位までに賞状と入賞盾が授与されます。

記録本部は稲生高等学校内の県高体連事務局に置き、記録集計、記録発送、問い合わせ等に対応いたします。

各種目会場と日程につきましては、2 ページ、3 ページの種目別競技日程一覧表をご覧ください。

全国高校総体への道がスタートいたします。本年度は、山形県を中心に、南東北ブロック開催となっております。よろしければ県高校総体の会場等にお出向きいただき、高校生のはつらつとしたプレーをご覧いただければと思います。

以上でございます。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでございましょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第10号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（非公開）

小見山教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。